

全 建 事 発 第 110 号  
令 和 5 年 1 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する  
取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事の施工時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け總行行第158号・國不入企第16号）等により、国土交通省より各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

また、総務省及び国土交通省は、令和2年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施するなど、各地方公共団体の平準化の取組を促進してまいりました。

このたび、「令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添2～3のとおり、「見える化」して公表し、取組の一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別紙のとおり要請した内容について、本会に対し、別紙1のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※ホームページURLは下記を参照願います。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000105.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html)

【添付資料】

- ・別紙1 國土交通省通知文
- ・別紙2 地方公共団体における平準化の状況
- ・別紙3 (詳細版) 地方公共団体における平準化の状況

以上

(事業部：山中)